

鳥取県告示第145号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項第5号に該当したことにより、同法第24条の6の5第1項の規定に基づき次のとおり登録の取消しをしたので、同法第24条の6の8の規定により告示する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 商号
株式会社山陽クレジット
- 2 代表者の氏名
代表取締役 安藤 仁
- 3 主たる営業所の所在地
米子市茶町26
- 4 登録番号
鳥取県知事(1)第00310号
- 5 登録年月日
平成18年10月2日
- 6 登録の取消しの年月日
平成21年3月11日